

警報発令時の措置について（お知らせ）

本市での、警報発令時の措置は、下記の通りとなっております。

・ 台風接近当日に、暴風警報発令により臨時休校となる場合

- ① 午前7時の時点で、大阪府全域または和泉市を含む地域（泉州地域等）に暴風警報が発令されているとき。（大雨警報のみの発令では休校となりません）
- ② 午前7時以降、始業時刻（8時30分）までに暴風警報が発令されたとき。
- ③ 暴風警報が発令されていないなくても、和泉市教育委員会が休校措置を決定したとき。

・ 特別警報（高潮と波浪は除く）発令により臨時休校となる場合

- ① 午前7時の時点で、大阪府全域または和泉市を含む地域（泉州地域等）に特別警報が発令されているとき。
 - ② 午前7時以降、始業時刻（8時30分）までに特別警報が発令されたとき。
- ・ 午前7時以降に警報が解除されても、いったん休校になれば、その日は終日休校です。
 - ・ 学校で授業中に台風が接近してきたり大雨が予想されたりする場合には、児童の安全を第一に臨時の緊急措置をとります。

《お願い》

上記のように「休校」の措置をとる場合、メール配信にてお知らせいたします。電話でのお問い合わせはご遠慮ください。テレビ等の気象情報によく注意してください。

※学童保育（仲よしクラブ）は、学校が休校の場合、休みになります。

《本文書は、年間を通じて保管しておいてください》